

空港アクセス支援事業実施要領

1 目的

この要領は、米子 - ソウル国際定期便（以下「ソウル便」という。）を利用する修学旅行及び一般の団体旅行の増加を図るため、利用者が米子空港までの移動に貸切バスまたはジャンボタクシー等（以下「貸切バス等」という。）を利用する場合に、山陰国際観光協議会米子ソウル便利用促進委員会（以下「委員会」という。）が当該貸切バス等の運行経費等について支援を行う事業について必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 対象となる修学旅行等

ソウル便を往復又は片道で利用する旅行のうち、次に掲げるもの

ア 鳥取県内又は島根県内の小学校、中学校若しくは高等学校又はこれらに準ずると認められる学校（以下「学校」という。）の修学旅行

イ 鳥取県内又は島根県内を出発地とする 15 名以上の団体旅行。

(2) 支援対象経費及び金額

ア 支援対象経費

出発地又は帰着地と米子空港との間の貸切バス等の借上げ経費及びそれに付随する経費のうち委員会が適切と認めた経費（当該貸切バス等の利用に対して他の団体から助成がなされるものにあつては、当該助成額分を除く。）

イ 支援金額

(ア) 鳥取県内の学校の修学旅行 支援対象経費の全額

(イ) 島根県内の学校の修学旅行 支援対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額

(ウ) 鳥取県内を出発地とする 15 名以上の団体旅行支援対象経費の全額。ただし、貸切バス等 1 台当たり片道 4 万円を上限とする。

(エ) 島根県内を出発地とする 15 名以上の団体旅行 支援対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、貸切バス等 1 台当たり片道 2 万円を上限とする。

3 経費支援の手続

(1) 貸切バス等運行経費の支援を受けようとする利用者又は旅行会社は、当該貸切バス等の運行日までに、委員会に対し、申請書（様式 1）を提出しなければならない。

(2) 委員会は、申請の内容が適当であると認めたときは、これを承認し、当該申請の受理日から 2 週間以内に承認書（様式 2）により実績報告の提出期限を定めて通知するものとする。

(3) 貸切バス等運行経費の支援の承認を受けた利用者又は旅行会社は、当該貸切バス等を利用した旅行の終了後期限内に、実績報告書（様式 3）及び請求書（様式 4）を委員会に提出しなければならない。

(4) 委員会は、請求書を受理した日から 2 週間以内に、請求額の支払を行うものとする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 29 日から施行し、同年 9 月 10 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 24 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

2 出発日が平成 21 年 8 月までの場合は、この要領の規定に関わらず、8 名以上の団体を対象とする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

空港アクセス支援申請書

平成 年 月 日

山陰国際観光協議会
米子ソウル便利用促進委員会
委員長 様

郵便番号
住所
名称
代表者氏名 印
担当者・連絡先

空港アクセス支援事業実施要領に基づき、下記のとおり支援を受けたいので、申請します。
記

旅行の概要	区 分	修学旅行・団体旅行（出発地：鳥取県・島根県）	
	学校・団体名 （予定人数）	（ 名）	
	渡 航 先		
	旅 行 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	米子ソウル便 の 利 用	往復 ・ 往路のみ ・ 復路のみ	
		往路又は復路で米子ソウル便を 利用しない場合に利用する空港	空港
貸切バス等 予定運行 経費等	バス会社名		
	予定運行経費 （予定台数）	円 （往路 台 / 復路 台 / 計 台）	
	申請額	円	

- 注 1 「区分」は、該当するものを丸で囲んでください。
 2 「渡航先」は、国名又は都市名を記載してください。
 3 「米子ソウル便の利用」は、該当するものを丸で囲んでください。

添付書類 貸切バス等運行経費の見積書

空港アクセス支援承認書

平成 年 月 日

様

山陰国際観光協議会
米子ソウル便利用促進委員会
委員長

平成 年 月 日付けで申請のあった空港アクセス支援申請については、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日(旅行終了日の1ヶ月後)までに実績報告書を提出してください。

記

旅行の概要	区 分	修学旅行・団体旅行(出発地:鳥取県・島根県)	
	学校・団体名 (予定人数)	(名)	
	渡 航 先		
	旅 行 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	米子ソウル便 の 利 用	往復 ・ 往路のみ ・ 復路のみ	空港
貸切バス等 予定運行 経費等	バス会社名		
	予定運行経費 (予定台数)	(往路 台 / 復路 台 / 計 台)	円
	申請額	円	
支 援 予 定 額	円		
申請額と支援予定が異なる場合の理由			

空港アクセス支援実績報告書

平成 年 月 日

山陰国際観光協議会
米子ソウル便利用促進委員会
委員長 様

郵便番号
住所
団体名
代表者氏名 印
担当者・連絡先

下記のとおり旅行を実施したので、空港アクセス支援事業実施要領に基づき報告します。

記

旅行の概要	区 分	修学旅行・団体旅行（出発地：鳥取県・島根県）	
	学校・団体名 （予定人数）	（ 名 ）	
	渡 航 先		
	旅 行 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	米子ソウル便 の 利 用	往復 ・ 往路のみ ・ 復路のみ	
往路又は復路で米子ソウル便を 利用しない場合に利用する空港		空港	
貸切バス等 運行実績等	バス会社名		
	運行経費実績 （運行台数）	円 （往路 台 / 復路 台 / 計 台）	

- 注 1 「区分」は、該当するものを丸で囲んでください。
 2 「渡航先」は、国名又は都市名を記載してください。
 3 「米子ソウル便の利用」は、該当するものを丸で囲んでください。

- 添付書類 1 旅行行程表
 2 旅行者名簿
 3 貸切バス等運行経費を証明する書類（請求書の写し 等）

空港アクセス支援金請求書

平成 年 月 日

山陰国際観光協議会
米子ソウル便利用促進委員会
委員長

様

郵便番号

住所

団体名

代表者氏名

担当者・連絡先

印

平成 年 月 日付けで承認された空港アクセス支援に係る支援金について、下記のとおり請求します。

記

金

円也

振込口座	銀行名	銀行	支店
	口座番号	普通 ・ 当座	
	(フリガナ) 口座名義人		